

(21) 第二種動物取扱業者 に対する報告の徴収及び 立入検査（法第24条の4 において読み替えて準用 する法第24条第1項）									○	〃
(22) 多数の動物の飼養又 は保管に起因した騒音又 は悪臭の発生等によって 周辺的生活環境が損なわ れている事態を生じさせ ている者に対する勧告及 び措置命令（法第25条第 1項及び第2項）									○	〃
(23) 多数の動物の飼養又 は保管が適正でないこと に起因して動物が衰弱す る等の虐待を受けるおそ れがある事態を生じさせ ている者に対する措置命 令及び勧告（法第25条第 3項）									○	〃
(24) 特定動物の飼養又は 保管の許可等（法第26条 第1項及び第27条第1 項）									○	〃
(25) 特定動物の飼養又は 保管の許可に伴う条件の 付加（法第27条第2項）									○	〃
(26) 特定動物の種類及び 数等の変更の許可等並び に当該許可に伴う条件の 付加（法第28条第1項及 び同条第2項において準 用する法第27条）									○	〃
(27) 特定動物の飼養又は 保管の許可の申請に係る 特定動物の種類及び数等 以外の事項の変更の届出 の受理（法第28条第3									○	〃

項)										
(28) 特定動物の飼養又は 保管の許可の取消し（法 第29条）									○	〃
(29) 特定動物飼養者に対 する措置命令（法第32 条）									○	〃
(30) 特定動物飼養者に対 する報告の徴収及び立入 検査（法第33条第1項）									○	〃
(31) 犬及び猫の引取り等 （法第35条第1項から第 3項まで）									○	〃
(32) 疾病にかかり、又は 負傷した犬、猫等の動物 で所有者が判明しないも のの収容（法第36条第2 項）									○	〃
(33) 第一種動物取扱業の 登録の申請に係る添付書 類の提出の求め（動物の 愛護及び管理に関する法 律施行規則（平成18年環 境省令第1号。以下この 項において「省令」とい う。）第2条第3項）									○	〃
(34) 第一種動物取扱業の 登録及び当該登録の更新 に係る登録証の交付（省 令第2条第5項及び省令 第4条第4項において準 用する省令第2条第5 項）									○	〃
(35) 第一種動物取扱業の 登録証の再交付（省令第 2条第6項）									○	〃

(36) 第一種動物取扱業の登録証の亡失の届出の受理（省令第2条第8項）									○		〃
(37) 第一種動物取扱業の登録証の返納の受理（省令第2条第9項）									○		〃
(38) 第一種動物取扱業の種別等の変更等の届出（一部改正法附則第3条第2項の規定による犬猫等販売業を営んでいる者からの届出を含む。）に係る添付書類の提出の求め（省令第5条第6項）									○		〃
(39) 動物取扱責任者研修の開催に係る第一種動物取扱業者への通知（省令第10条第1項）									○		〃
(40) 第二種動物取扱業の届出（一部改正法附則第8条第1項の規定による第二種動物取扱業を行っている者からの届出を含む。）に係る添付書類の提出の求め（省令第10条の6第3項）									○		〃
(41) 管轄区域外の特定動物飼養者からの特定動物の飼養又は保管に係る通知の受理（省令第13条第10号）									○		〃
(42) 特定動物の飼養又は保管の許可の申請に係る添付書類の提出の求め（省令第15条第3項）									○		〃
(43) 特定動物の飼養又は保管の許可並びに特定動物の種類及び数等の変更									○		〃

の許可に係る許可証の交付（省令第15条第5項及び省令第18条第5項において準用する省令第15条第5項）											
(44) 特定動物の飼養又は保管の許可並びに特定動物の種類及び数等の変更の許可に係る許可証の再交付（省令第15条第6項及び省令第18条第5項において準用する省令第15条第6項）									○		〃
(45) 特定動物の飼養又は保管の許可並びに特定動物の種類及び数等の変更の許可に係る許可証の亡失の届出の受理（省令第15条第8項及び省令第18条第5項において準用する省令第15条第8項）									○		〃
(46) 特定動物の飼養又は保管の許可並びに特定動物の種類及び数等の変更の許可に係る許可証の返納の受理（省令第15条第9項及び省令第18条第5項において準用する省令第15条第9項）									○		〃
(47) 特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理（省令第16条第1項）									○		〃
(48) 特定動物に係る観覧者等の安全性が確保されていることの認定（省令第17条第1号ただし書）									○		〃
(49) 特定動物の種類及び数等の変更の許可の申請									○		〃

港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	3条第1項																		務所長（指定管理者に行わせる場合を除く。）
	(2) 入出港の届出の受理（条例第4条）																		土木事務所長
	(3) 港湾施設の使用禁止等の命令（条例第5条）																		土木事務所長（指定管理者に行わせる場合を除く。）
	(4) 港湾施設の占有の許可（占有の許可の継続の許可を含む。）（条例第6条第1項）																		土木事務所長
	(5) 港湾施設の使用の許可（条例第6条第2項）																		土木事務所長（指定管理者に行わせる場合を除く。）
	(6) 占有の許可に基づく工作物の設置に係る工事の着手及びしゅん工の届出の受理（高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）第6条）																		土木事務所長
	(7) 占有料及び使用料の徴収（条例第7条第1項）																		土木事務所長（使用
																			料)あつては、指定管理者に行わせる場合を除く。)
	(8) 占有及び使用の期間の延長（条例第8条ただし書）																		土木事務所長
	(9) 使用料の免除（条例第9条第2項）																		土木事務所長（指定管理者に行わせる場合を除く。）
	(10) 係留施設及び暫定係留施設の使用の廃止の届出の受理並びに当該届出者に対する通知（高知県港湾施設管理条例施行規則第8条第1項及び第2項）																		土木事務所長
	(11) 占有の許可に基づく地位の承継の届出の受理（条例第11条第2項）																		〃
	(12) 占有の許可に基づく権利の譲渡等の許可（条例第12条ただし書）																		〃
	(13) 占有及び使用の許可の取消し等（条例第13条）																		土木事務所長（使用の許可にあつては、指定管

																			理者に行わせる場合を除く。）
(14)	原状回復等に関する こと。（条例第14条から 第16条まで）																		土木事務所長 （使用の許可に係るもの にあつては、指定管理 者に行わせる場合を除く。）
(15)	占用料及び使用料の 還付（条例第17条第1項 ただし書及び第2項）																		土木事務所長
(16)	(1)から(15)までの 事項以外の条例に関する こと。																		

附 則

この規則中別表第3の12の(11)の表5の項の改正規定は公布の日から、同表の3の(6)の表27の項の改正規定は平成25年9月1日から施行する。

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第36号
高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年高知県規則第146号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「又は附則第14項（附則第15項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「附則第9項（附則第10項から第13項まで）」を「附則第8項（附則第9項から第12項まで）」に改め、附則第5項及び第6項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、附則第7項中「平成24年度」を「平成26年度」に改め、附則第8項を削り、附則第9項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とし、附則第11項中「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第12項中「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第13項中「平成24年度」を「平成24年度から平成26年度までの間」に、「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第14項及び第15項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第37号
高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「動物取扱業の登録証等」を「第一種動物取扱業の登録証」に改め、同条中「第11条第1項又は第2項」を「第11条」に、「動物取扱業の登録証又は更新登録証」を「第一種動物取扱業の登録証」に、「動物取扱業登録証（更新登録証）亡失届」を「第一種動物取扱業登録証亡失届」に改める。

第4条の見出し中「動物取扱業の登録証等」を「第一種動物取扱業の登録証」に改め、同条中「第12条第1項又は第2項」を「第12条」に、「動物取扱業の登録証又は更新登録証」を「第一種動物取扱業の登録証」に、「動物取扱業登録証（更新登録証）」

返納届」を「第一種動物取扱業登録証返納届」に改める。

第8条第3項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改める。

第11条第1項中「第22条第5項」を「第22条第5項（条例第29条第2項において準用する場合を含む。））」に、「（法」を「（法第24条の4及び）」に改める。

第19条第1項及び第3項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

第一種動物取扱業登録証亡失届

第一種動物取扱業の登録証を亡失しましたので、高知県動物の愛護及び管理に関する条例第11条の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	電話番号
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
第一種動物取扱業の種別	1 販売 2 保管 3 貸出し 4 訓練 5 展示 6 その他（ ）
亡失した理由	
備考	

- 注 1 「第一種動物取扱業の種別」欄は、該当するものの番号を○で囲み、「6 その他」の場合（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条第1号又は第2号に該当する場合は、括弧内にその取扱いの種別を記入してください。
- 2 「亡失した理由」欄は、第一種動物取扱業の登録証を亡失した理由、状況等を記入してください。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「備考」欄に当該事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

第一種動物取扱業登録証返納届

高知県動物の愛護及び管理に関する条例第12条の規定により、第一種動物取扱業の登録証を下記の理由により返納します。

記

- 1 第一種動物取扱業の登録を受けた者が死亡し、合併により消滅し、解散し、又は廃業したため
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録を取り消されたため
- 3 第一種動物取扱業の登録証の再交付を受けた後において、亡失した第一種動物取扱業の登録証を発見し、又は回復したため

注 該当するものの番号を○で囲んでください。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

← 12センチメートル →

写真貼り付け箇所

第 号

動物愛護指導員身分証明書

所属

職名

氏名

生年月日 年 月 日

年 月 日発行

高知県知事 印

↑ 9センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）
（報告及び報告）

第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び第21条から前条までの規定の施行に必要な取組において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事務所その他の関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用規定）

第24条の4 第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）、第20条、第21条、第22条（第2項を除く。）及び第24条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第20条中「第10条から前条まで」とあるのは「第24条の2、第24条の3及び第24条の4において準用する第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第23条第1項中「第21条第1項又は第2項」とあるのは「第24条の4において準用する第21条第1項又は第2項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、第24条第1項中「第10条から第19条まで及び第21条から前条まで」とあるのは「第24条の2、第24条の3並びに第24条の4において準用する第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）、第21条及び第23条（第2項を除く。）」と、「事務所」とあるのは「飼養施設を設ける場所」と読み替えるものとするほか、必要は技術的調整は、取合で定める。

（報告及び報告）

第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な取組において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立ち入る検査について準用する。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) (2) 略

(3) 第24条第1項（第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨ぎ、若しくは回避した者

(4) 略

高知県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）
（野犬等の収容）

第22条 知事は、その職員に、飼養されていない犬及び飼養されている犬であって係留されていないもの（以下「野犬等」という。）を収容させることができる。

2 前項の職員は、前項の規定による野犬等の収容を行うため、あらかじめ知事の指定した者を使用することができる。

3 第1項の職員は、収容しようとする野犬等がその所有者若しくは占有者又はその他の者の土地、建物、車両又は積荷等に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要な限度と判断される限りにおいて、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。この場合の所有者又はこれに代わつて責任者が当該立ち入りを拒んだときは、この限りではない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の規定による立ち入りを拒んではならない。

5 第1項の規定は、第3項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から誘致があったときは、これを提示しなければならない。

6 略

（報告の徴収等）

第29条 知事は、この条例の施行に必要な取組において、特定動物の所有者若しくは占有者（特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者を除く。第31条の2第3項第12号において同じ。）、家庭動物等の所有者若しくは占有者、実業動物の管理者等、産業動物の管理者若しくは飼養業者若しくは実業動物の管理者若しくは飼養業者等から必要な報告を求め、又はその職員に特定飼養施設、飼養施設、施設（実験動物飼養基準第2の(2)に規定する施設。産業動物飼養基準第2の(2)に規定する施設及び鳥形動物飼養基準第2の(5)に規定する施設をいう。以下同じ。）その他動物の飼養に関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設、飼養施設若しくは施設の施設及び飼養並びに飼養若しくは保管の状況を調査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第29条第1項の規定は、前項の規定により立ち入る調査を行う場合について準用する。

3 第1項の規定による立ち入る調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第9号様式（裏面）中「という。」を「という。）」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

別記第17号様式中
「 動物取扱業者 住所」

を
「第一種動物取扱業者 住所」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第38号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号。以下「条例」という。）の規定に基づき、県の管理に属する港湾施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第11条を削る。

第10条の見出しを「（市町からの報告の徴収等）」に改め、同条第1項中「第13条の2第1号から第3号まで及び第7号」を「第30条第1号から第3号まで及び第7号」に改め、同条第2項中「別記第7号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第3項中「第13条の2第5号」を「第30条第5号」に改め、同条第4項中「市町」を「条例第30条第5号の規定により市町」に、「別記第8号様式」を「別記第15号様式」に、「別記第9号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条第5項中「市町」を「条例第30条の規定により市町」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の3条を加える。

（占用の許可の承継の届出手続）

第13条 条例第11条第2項の規定により占用の許可に基づく地位の承継について届け出ようとする者は、別記第12号様式による

港湾施設占用許可地位継届を知事に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替え）

第14条 条例第18条の規定に基づき港湾施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第12条第2項並びに別記第5号様式から別記第7号様式まで及び別記第9号様式の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあり、及び「高知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の申請に必要な書類等）

第15条 条例第20条の規則で定める申請書は、別記第13号様式によるものとする。

2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条第1項各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第21条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

第9条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「あるときは、次の各号に」を「あると認めるときは、次に」に、「をいう」を「とする」に改め、同項第1号中「魚獲物荷捌所」を「魚獲物荷さばき所」に改め、同項第3号中「前2号のほか」を「前2号に掲げるもののほか」に、「減免することが適当と思われる」を「減額し、又は免除することが適当であると認められる」に改め、同条第2項中「第8条第2項第4号」を「第9条第2項第4号」に、「とは次に」を「は、次に」に、「をいう」を「とする」に改め、同項第1号中「船舶が」を「船舶で、」に、「をなし得ないとき。」を「ができないもの」に改め、同項第2号中「を要するとき。」を「が必要な船舶」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用の許可の期間が終了した際に使用料を徴収することができる場合）

第11条 条例第7条第3項の特別の事由があると認めるものは、国又は地方公共団体が公益上の目的のため港湾施設を使用する場合とする。

第8条第1項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に、「物揚場のうち」を「物揚場のうちの」に、「暫定係留施設の」を「暫定係留施設A、暫定係留施設B及び暫定係留施設Cの」に改

め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に、「の許可申請」を「の許可の申請」に、「第6条第1項に規定する」を「第7条第1項の」に改め、同条第3項中「より行われた届出」を「基づく届出」に、「届出又は申請が」を「当該届出又は申請が」に、「により行われた表示」を「による表示」に、「推定する」を「推定するものとする」に改め、同条を第9条とする。

第6条の2第1項中「第5条第2項の規定による」を「第6条第2項の規定により港湾施設の」に、「当該許可」を「当該使用の許可」に、「別記第6号様式の2」を「別記第10号様式」に改め、同条第2項中「第11条」を「第13条」に、「当該許可」を「当該使用の許可」に、「別記第6号様式の3」を「別記第11号様式」に改め、同条第3項中「第13条第2項」を「第17条第2項」に、「当該許可」を「当該使用の許可」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「許可申請等」を「許可の申請等」に改め、同条第1項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に、「港湾施設を使用しよう」とを「港湾施設の使用の許可を受けよう」とに改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に、「漁船について」を「漁船について」に、「を使用しよう」とを「の使用の許可を受けよう」とに、「別記第5号様式の2」を「別記第6号様式」に、「別記第5号様式の3」を「別記第7号様式」に改め、同条第3項中「申請」を「申請（同項の規定による申請にあっては、前項の使用許可申請書を提出する場合に限る。）により港湾施設の使用」に、「第6条」を「第7条」に、「別記第5号様式の4のとおり」とを「別記第8号様式によるもの」とに改め、同条第4項中「第5条第2項の規定により」を「第6条第2項の規定により港湾施設の」に、「使用期間」を「当該使用の許可の期間」に、「許可申請書」を「使用許可申請書」に改め、同条第5項中「手続により」を「手続により使用の」に、「をもって許可を申請する」を「によりする」に、「を適当と」を「が適当である」とに、「別記第6号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第6項中「面積をもって」を「前項の規定は、面積により使用料を」に改め、「前項の規定は」を削り、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（工事の着手及びしゅん工の届出）」に改め、同条中「占用」を「条例第6条第1項の規定により港湾施設の占用」に、「設置工事の着手及びしゅん工後」を「設置に係る工事の着手及びしゅん工後」に、「港湾施設内工作物設置工事着手（しゅん工）届書」を「港湾施設内工作物設置工事着手等届」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「港湾施設の」を「条例第6条第1項の規定により港湾施設の」に、「が、その期間満了後も引き続いて」を「は、当該占用の許可の期間が満了した後も引き続いて当該港湾施設を」

に、「期間満了の」を「当該期間が満了する」に改め、同条を第5条とする。

第3条の前の見出しを「（占有の変更の許可等の申請）」に改め、同条第1項中「第5条第1項の規定により、」を「第6条第1項の規定により港湾施設の」に、「前条第1項各号に掲げる関係書類」を「前条各号に掲げる書類」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条ただし書」に、「前項の場合に」を「前項の場合において」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「許可申請」を「許可の申請」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「港湾施設」を「港湾施設」に、「次に」を「次に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、軽易なものにあっては、第2号、第4号及び第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第2条第2項を削り、同条を第3条とする。

第1条の2中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「別表第1の」を「別表第1に定める」に改め、同条を第2条とする。本則に次の1条を加える。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、県の管理に属する港湾施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

別表第1中「（第1条の2関係）」を「（第2条関係）」に改める。

別表第2中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に改め、同表の表を次のように改める。

港湾名	港湾施設の区域、物揚場及び暫定係留施設の区分等	級地区分
高知港	別図1から別図2の5までのとおり	全域を1級地とする。
須崎港	別図3から別図3の6までのとおり	〃
甲浦港	別図4のとおり	全域を2級地とする。
佐喜浜港	別図5のとおり	〃
室津港	別図6のとおり	〃
奈半利港	別図7及び別図7の2のとおり	〃
手結港	別図8及び別図8の2のとおり	〃

久礼港	別図9から別図9の4までのとおり	〃
上ノ加江港	別図10のとおり	〃
佐賀港	別図11のとおり	〃
上川口港	別図12のとおり	〃
下田港	別図13及び別図13の2のとおり	〃
下ノ加江港	別図14及び別図14の2のとおり	〃
以布利港	別図15のとおり	〃
清水港	別図16及び別図16の2のとおり	〃
あしずり港	別図16の3のとおり	〃
下川口港	別図17のとおり	〃
宿毛湾港	別図18から別図19の4までのとおり	〃

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

Ⓔ

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

港湾施設占用許可申請書

高知県港湾施設管理条例第6条第1項の規定により港湾施設の占用の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

港湾及び港湾施設の名称	
占用の場所	
占用の目的	
工作物の種別	
占用面積	平方メートル
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工作物の工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 1 「占用面積」欄は、電柱類の設置の場合は占用本数、管類の設置又は上空占用（電線類の設置）の場合は占用延長（メートル）とし、1平方メートル又は1メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記入してください。

2 高知県港湾施設管理条例施行規則第3条各号に掲げる書類を添えてください。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

港湾施設占有変更許可申請書

高知県港湾施設管理条例第6条第1項の規定により港湾施設の占有の変更の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

占有の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
港湾及び港湾施設 の名称		
変更の理由		
変更事項	変更前	変更後
占有の場所		
占有の目的		
工作物の種別		
占有面積	平方メートル	平方メートル
占有期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
工作物の工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

- 注 1 「占有面積」欄は、電柱類の設置の場合は占有本数、管類の設置又は上空占有（電線類の設置）の場合は占有延長（メートル）とし、1平方メートル又は1メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記入してください。
- 2 高知県港湾施設管理条例施行規則第3条各号に掲げる書類を添えてください。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

港湾施設占有継続許可申請書

先に許可を受けました港湾施設の占有について継続の許可を受けたいので、高知県港湾施設管理条例施行規則第5条の規定により次のとおり申請します。

占有の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
港湾及び港湾施設 の名称		
占有の場所		
占有の目的		
工作物の種別		
占有面積	平方メートル	
現在の占有期間	年 月 日から 年 月 日まで	
占有継続期間	年 月 日から 年 月 日まで	
継続の理由		

- 注 1 「占有面積」欄は、電柱類の設置の場合は占有本数、管類の設置又は上空占有（電線類の設置）の場合は占有延長（メートル）とし、1平方メートル又は1メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記入してください。
- 2 占有の許可の期間が満了する日の10日前までに申請してください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

港湾施設内工作物設置工事着手等届

先に許可を受けました港湾施設における工作物の設置について工事に着手しました（がしゅん工しました）ので、高知県港湾施設管理条例施行規則第6条の規定により次のとおり届け出ます。

占用の許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
港湾及び港湾施設の名称		
占用の場所		
占用の目的		
工作物の種別		
占有期間	年 月 日から	年 月 日まで
工作物の工事期間	年 月 日から	年 月 日まで
工事の着手又はしゅん工の年月日	年 月 日	

注 工事に着手し、又は工事がしゅん工した日から5日以内に届け出てください。

第5号様式（第7条関係）
(上)

決裁欄					

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
港湾施設使用許可申請書

高知県港湾施設管理条例第6条第2項の規定により港湾施設の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 港湾施設の種別
係留施設（ 岸壁 物揚場） 暫定係留施設 荷さばき地（上屋付き以外 上屋付き） 野積場（防じん施設付き以外 貨物車両置場 防じん施設付き）
港湾環境整備施設（緑地以外 緑地） 荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設以外の港湾施設用地 その他の港湾用地 駐車場 水面貯木場 シップローダ リーチスタッカ ガントリークレーン 冷凍コンセント くん蒸倉庫 船舶給水施設
- 使用の場所
- 使用の目的
- 使用面積
- 使用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 船名及び総トン数
- 貨物の種類及び数量
(危険物の積載の有無 有(品名及び数量) ・ 無)
- 仕出地又は仕向地 仕出港 仕向港
- 使用料 金額

--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり許可します。
年 月 日
高知県知事 ㊟

年度 (項)		会計 (目) (節)	
納入者	住所		
	氏名		

上記のとおり領収しました。
年 月 日
(現金取扱員・歳入金取扱者) ㊟

- 注
- 「港湾施設の種別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 係留施設以外の港湾施設を使用する場合は、6及び8は記入する必要はありません。
 - 土地を使用する場合は、使用の場所及び使用面積が分かる平面図を添えてください。
 - 危険物を積載した船舶の係留又は危険物の荷役については、危険物の取扱い等に関する許可書等の写しを添えてください。
 - この様式は、(上)、(中)及び(下)の3部の複写式になっています。

(中)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

港湾施設使用許可申請書（控）兼現金領収証書

高知県港湾施設管理条例第6条第2項の規定により港湾施設の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 港湾施設の種別
係留施設（ 岸壁 物揚場） 暫定係留施設 荷さばき地（上屋付き以外 上屋付き） 野積場（防じん施設付き以外 貨物車両置場 防じん施設付き）
港湾環境整備施設（緑地以外 緑地） 荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設以外の港湾施設用地 その他の港湾用地 駐車場 水面貯木場 シップローダ リーチスタッカ ガントリークレーン 冷凍コンセント くん蒸倉庫 船舶給水施設

2 使用の場所

3 使用の目的

4 使用面積

5 使用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

6 船名及び総トン数

7 貨物の種類及び数量
（危険物の積載の有無 有（品名及び数量 ） ・ 無 ）

8 仕出地又は仕向地 仕出港 仕向港

9 使用料 金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 号

上記のとおり許可します。
年 月 日

高知県知事 印

(款)		年度 (項)	会計 (目)	(節)
納入者	住所			
	氏名			

上記のとおり領収しました。
年 月 日

(現金取扱員・歳入金取扱者) 印

(下)

領収済通知書

使用料 金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(款)		年度 (項)	会計 (目)	(節)
納入者	住所			
	氏名			

上記のとおり領収しましたので、通知します。
年 月 日
高知県会計管理者（出納員） 様

(現金取扱員・歳入金取扱者) 印

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊞
電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

係留施設等使用許可申請書(漁船用)

高知県港湾施設管理条例第6条第2項の規定により漁船について物揚場又は暫定係留施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

港湾及び港湾施設の名称	
使用の場所	
使用の目的	
船名(フリガナ)	
総トン数	
漁船登録番号	
所属漁業協同組合	
係留期間	年 月 日から 年 月 日まで
※使用料の額	円

注 ※印欄は、記入しないでください。

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊞
電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

係留施設等使用許可申請書(漁船以外の小型船舶用)

高知県港湾施設管理条例第6条第2項の規定により漁船以外の小型船舶について物揚場又は暫定係留施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

港湾及び港湾施設の名称		
使用の場所		
使用の目的		
使用の許可を受ける船舶	船名(フリガナ)	
	船種	1 モーターボート 2 ヨット 3 その他()
	総トン数	
	規格	全長 m 全幅 m 喫水 m
	船舶番号	
係留期間	年 月 日から 年 月 日まで	
※使用料の額	円	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第8号様式(第7条関係)

現金領収証書

第 号

年度		会計	
款			
項			
目			
節			

金額 円

種別 許可番号

上記のとおり領収しました。

年 月 日

高知県会計管理者(出納員・現金取扱員・歳入金取扱者)

印

納入者	住所	
	氏名	

第9号様式(第7条関係)
(上)

決裁欄					

使用許可書兼現金領収証書(控)

- 申請者の住所及び氏名
- 港湾施設の種別
係留施設(岸壁 物揚場) 暫定係留施設 荷さばき地(上屋付き以外 上屋付き) 野積場(防じん施設付き以外 貨物車両置場 防じん施設付き)
港湾環境整備施設(緑地以外 緑地) 荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設
以外の港湾施設用地 その他の港湾用地 駐車場 水面貯木場 シップローダ リ
ーチスタッカ ガントリークレーン 冷凍コンセント くん蒸倉庫 船舶給水施設
- 使用の場所
- 使用の目的
- 使用面積
- 使用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 船名及び総トン数
- 貨物の種類及び数量
(危険物の積載の有無 有(品名及び数量) ・ 無)
- 仕出地又は仕向地 仕出港 仕向港
- 使用料 金額

上記のとおり許可します。
年 月 日

高知県知事 印

年度 会計
(款) (項) (目) (節)

納入者	住所	
	氏名	

上記のとおり領収しました。
年 月 日

(現金取扱員・歳入金取扱者)

印

- 注 1 「港湾施設の種別」欄は、該当するものを○で囲みます。
2 係留施設以外の港湾施設を使用する場合は、7及び9は記入しません。
3 危険物を積載した船舶の係留又は危険物の荷役については、危険物の取扱い等に関する許可書等の写しを提出してください。
4 この様式は、(上)、(中)及び(下)の3部の複写式になっています。

(中)

使用許可書兼現金領収証書

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 港湾施設の種別
 係留施設（ 岸壁 物揚場） 暫定係留施設 荷さばき地（上屋付き以外
 上屋付き） 野積場（防じん施設付き以外 貨物車両置場 防じん施設付き）
 港湾環境整備施設（緑地以外 緑地） 荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設
 以外の港湾施設用地 その他の港湾用地 駐車場 水面貯木場 シップローダ リ
 ーチェスタッカ ガントリークレーン 冷凍コンセント くん蒸倉庫 船舶給水施設
- 3 使用の場所
- 4 使用の目的
- 5 使用面積
- 6 使用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 7 船名及び総トン数
- 8 貨物の種類及び数量
 （危険物の積載の有無 有（品名及び数量 ） ・ 無 ）
- 9 仕出地又は仕向地 仕出港 仕向港
- 10 使用料

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 号

上記のとおり許可します。
 年 月 日

高知県知事

(款)		年度 (項)	会計 (目)	(節)
納入者	住所			
	氏名			

上記のとおり領収しました。
 年 月 日

（現金取扱員・歳入金取扱者）



(下)

領収済通知書

使用料

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(款)		年度 (項)	会計 (目)	(節)
納入者	住所			
	氏名			

上記のとおり領収しましたので、通知します。
 年 月 日

高知県会計管理者（出納員） 様

（現金取扱員・歳入金取扱者）



第10号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

係留施設等使用廃止届

先に許可を受けました係留施設又は暫定係留施設の使用について廃止したいので、高知県港湾施設管理条例施行規則第8条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

現在の使用の許可の内容	許可年月日	年 月 日
	管理番号	
	港湾及び港湾施設の名称	
	船名（フリガナ）	
	船舶番号	
	係留期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用の廃止予定年月日	年 月 日	
使用を廃止する理由		
備考		

第11号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

係留施設等使用許可取消し等決定通知書

年 月 日付で届出のありました係留施設又は暫定係留施設の使用の廃止については、高知県港湾施設管理条例第13条の規定に基づき 年 月 日限り係留施設又は暫定係留施設の使用の許可を取り消すこととし、使用料の還付については、同条例第17条第2項の規定に基づき次のとおり決定しましたので、通知します。

取り消した使用の許可の内容	許可年月日	年 月 日
	管理番号	
	港湾及び港湾施設の名称	
	船名（フリガナ）	
	船舶番号	
	係留期間	年 月 日から 年 月 日まで
	還付する使用料の額又は使用料を還付しない理由	
	備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
 氏名
 電話番号
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

港湾施設占用許可地位承継届

先に許可を受けました港湾施設の占用について、高知県港湾施設管理条例第11条第1項の規定によりその地位を承継しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

占用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
港湾及び港湾施設の名称		
占有の場所		
占有の目的		
工作物の種別		
占有期間	年 月 日から 年 月 日まで	
占有の許可を受けた者	住所（主たる事務所の所在地）	
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）	
承継の原因又は理由（原因又は理由の発生年月日）	(年 月 日)	

- 注 1 次に掲げる書類を添えてください。
- 占用の許可を受けた者が死亡したときは、届出者との関係を証明する戸籍の謄本又は抄本
 - 占用の許可を受けた法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって新たに設立された法人の登記事項証明書
 - 占用の許可を受けた法人が分割（当該占有の許可に係る事業を承継させるものに限り。）をしたときは、分割により当該占有の許可に係る事業を承継した法人の登記事項証明書
- 2 占有の許可の地位を承継した日から30日以内に届け出てください。

第13号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

県の管理に属する港湾施設の指定管理者の指定を受けたいので、高知県港湾施設管理条例第20条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	Ⓜ
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		
		電話番号		ファクシミリ番号
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- 高知県港湾施設管理条例第20条第1号の事業計画書
- 高知県港湾施設管理条例第19条第1項各号に掲げる業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

第14号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様
(土木事務所長)

市（町）長

行為の規制等の事務報告書

年 月に 港において行いました行為の規制等の事務について、次のとおり報告します。

年月日	天候	行った行為の規制等の内容	備考

第15号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様
(土木事務所長)

市（町）長

港湾施設使用料徴収報告書

年 月に徴収しました 港の港湾施設の使用料について、次のとおり報告します。

港湾施設の種別	件数	金額	備考
係留施設	件	円	
荷さばき地			
野積場			
その他の港湾施設			
計			

第16号様式（第16条関係）

港湾施設使用料収入明細書

（ 年 月分） （ 港）

収入日	相手方	使用した港湾施設	計算単位当たりの使用料	数量	使用料	摘要
			円		円	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県港湾施設管理条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県港湾施設管理条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

（高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

3 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

 告 示
 議 会 告 示
 教 育 委 員 会 告 示
 警 察 本 部 告 示

高知県告示第436号

高知県議会告示第5号

高知県教育委員会告示第6号

高知県警察本部告示第1号

技能職員の給与の特例に関する就業規則を次のように定める。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 森田 英二
 高知県教育委員会委員長 小島 一久
 高知県警察本部長 小林 良樹

技能職員の給与の特例に関する就業規則

高知
 高知
 高知
 高知
 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10月

県告示第645号

県議会議長告示第1号

県教育委員会告示第30号。以下「就業規則」という。）別表第1

県警察本部告示第1号

の技能職給料表の適用を受ける職員に係る平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額（技能職員の給与及

高知県告示第
 高知県議会告
 高知県教育委
 高知県警察本

び旅費に関する就業規則の一部改正（平成18年12月

842号
示第4号
員会告示第18号。以下「一部改正就業規則」という。) 附則第3
部告示第4号
項の規定の適用を受ける職員にあっては同項に規定する経過措置
額、一部改正就業規則附則第4項の規定の適用を受ける職員に
あっては同項に規定する差額加算措置額とする。) は、就業規則
第2条から第4条まで又は一部改正就業規則附則第3項若しくは
第4項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額
(以下「基礎給料月額」という。) からその額に次の各号に掲げ
る職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その
額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそ
れぞれ減じた額とする。ただし、手当の額(就業規則第5条の規
定により一般職員の例によることとされる勤務しない1時間につ
き減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。)、給
料の調整額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給
料月額は、基礎給料月額とする。

(1) 就業規則第5条の規定により、職員の給与に関する条例
(昭和29年高知県条例第34号) 第21条第5項(同条例第22条
第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の人事委
員会規則で定める職員の職にある職員の例によることとされ
る職員 100分の6.57

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の3.57

附 則
この就業規則は、平成25年7月1日から施行する。